

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 7 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
事 業 部

建設業フォローアップ相談ダイヤルにおけるメールアドレスの変更について

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省より別添のとおりメールアドレスの変更について通知がありました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に周知賜われますよう、よろしく願い申し上げます。

以 上

【担当】事業部 木下

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : [jigy@zenken-net.or.jp](mailto:jigy@zenken-net.or.jp)

事 務 連 絡  
令和元年12月24日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業フォローアップ相談ダイヤルにおける  
メールアドレスの変更について

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成を図るため、発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築が重要です。

国土交通省では、運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、専用のダイヤル回線による相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」により、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについて、現場の生の声を聴かせていただいております。この度、当ダイヤルのメールアドレスが変更となりましたので、お知らせいたします。

あわせて、貴職におかれましては、会員、傘下団体等に対しても、この旨周知を図っていただきますようお願いいたします。

旧メールアドレス：[hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp)

新メールアドレス：[hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp)

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところ

です。  
令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



**品確法運用指針、  
新労務単価、社会保険加入対策等  
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00**

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省  
土地・建設産業局 建設業課

# 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

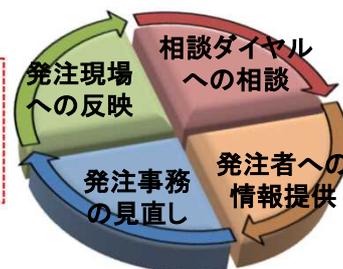
従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

## 品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば・・・>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など



いただいた情報をもとに・・・

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。

## 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

事業者の皆様の生の声をお聞かせ下さい



## 社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

## その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただきますことでもありますので、予めご了承下さい。

E-mail: [hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

公共工事設計労務単価: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

社会保険加入対策: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)